

中津警察署速度取締り指針

令和6年1月～12月

速度取締り重点

次の路線、時間帯で重点的に速度取締りを実施します。
ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

| 重点路線 | 重点時間帯 | 区間 | 規制速度 |
|--------|------------|-------------|------------|
| 国道212号 | 7:00～19:00 | 中津市中央町～日田市境 | 40・50・60キロ |
| 国道213号 | 7:00～19:00 | 中津市中央町～宇佐市境 | 50キロ |

中津警察署管内の交通事故発生状況(R2.1.1～R5.10.31)

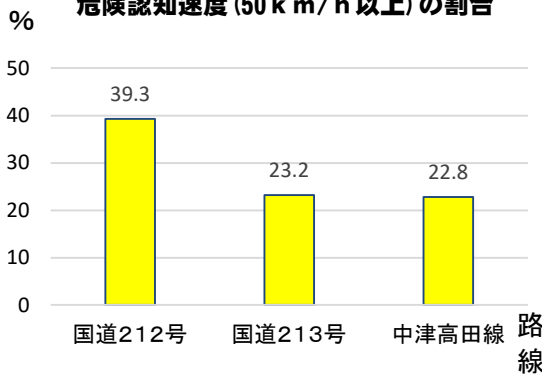
① 交通事故の特徴等

- 【事故多発路線(全路線に占める割合)】
国道212号～約11%、国道213号～16%
県道中津高田線～約14%
- 【危険認知速度(50km/h以上)の割合】
国道212号～39.3%、国道213号～23.2%
県道中津高田線～22.8%
- 【死亡・重傷事故発生件数】
国道212号～7件、国道213号～8件
県道中津高田線～6件
- 【発生時間帯(全体比)】
7:00～13:00が約38%
13:00～19:00が約47%

② 速度抑止対策

- 【重点路線：国道212号、国道213号】
・国道212号～危険認知速度が50km/h以上の交通事故発生割合が最も高く、死亡・重傷事故の発生件数も多い。
・国道213号～事故最多発路線、危険認知速度が時速50km以上の割合が高い。
 - 【その他強化路線：県道中津高田線、国道10号】
・県道中津高田線～事故件数ワースト2
・国道10号～事故発生件数は少ないが、重傷事故割合が高く、実勢速度が速い。
- ※危険認知速度～事故当事者が危険を感じた時の速度(事故直前)を意味する。
- 【重点時間帯】
事故多発時間帯を考慮し、国道212号、国道213号ともに7:00～19:00の間を、取締りの重点時間帯とする。

③ 路線別事故発生件数に占める危険認知速度(50km/h以上)の割合



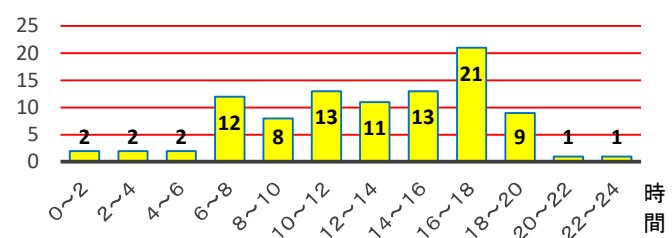
④ 死亡・重傷事故発生件数(全件数57件)

| 路線名 | 国道213号 | 国道212号 | 中津高田線 | その他 |
|-----|--------|--------|-------|-----|
| 件数 | 8 | 7 | 6 | 36 |

⑤ 時間帯別発生状況(国道212号)



(国道213号)



その他の交通指導取締り要点

- ・前方不注視等に起因する追突事故は、路線別に占める発生比率が国道213号は約71%、県道中津高田線は約66%と非常に高いため、速度違反取締りとともに、携帯電話違反等の指導取締りも強化する。
- ・出会い頭事故や横断歩行者との衝突事故は、ゆめタウンやJR中津駅周辺、主要幹線道路でない生活道路で多発しているため、一時停止等の交差点関連違反や横断歩行者妨害違反の取締りを行う。
- ・警察署ワースト交差点である豊陽交差点を中心に、事故多発交差点での指導、啓発活動を推進する。

※警察署ワースト交差点とは、交通事故件数が署管内で最大の交差点を意味する。

